

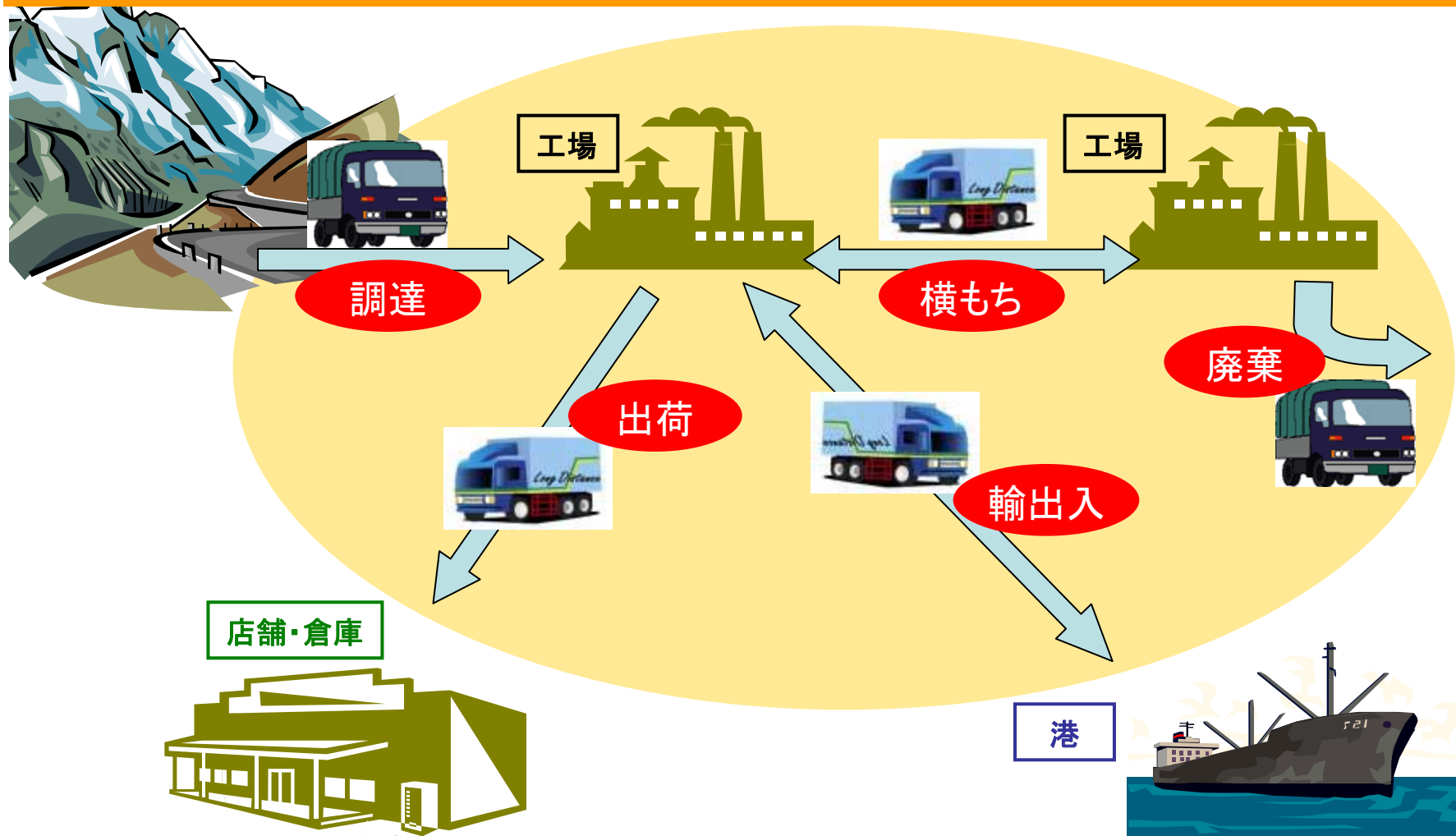
省エネ法における荷主に係る措置の概要

Q1. 対象となる「荷主の物流」とはなんのでしょうか？

Q2. 「誰が」、「何を行う」必要があるのでしょうか？

Q3. それは、「いつまで」に、「誰に」対してのでしょうか？

Q1. 対象となる「荷主の物流」とは？



- ・「調達」「横もち」「出荷」「輸出入」「廃棄」が一般的に対象となる可能性があります。
- ・荷主としての把握範囲は貨物の所有権がある範囲です。産業廃棄物は排出者責任の範囲です。
- ・国内輸送のみが対象となるため、輸出入の場合通関の場所が境界です。

Q2. 「誰が」、「何を行う」必要があるのか？

◆「誰が」

(1) 貨物輸送に係る年間の発注量が一定規模以上の荷主(特定荷主)

(↑3,000万トンキロ／年以上)

(2) 特定荷主以外の全ての荷主(自らの貨物を継続して貨物輸送事業者へに輸送させる者)

の2つで、「何を行う」必要があるかが異なります。

(1) 特定荷主

3,000万トンキロ／年以上



(2) 特定荷主以外



※物流量の算定は、企業単位です。工場・事業所単位ではありません!!

Q2. 「誰が」、「何を行う」必要があるのか？

◆「何を行う」

つまり、まずは、

「荷主であれば誰でも」自社の荷主としての**「貨物輸送に係る発注量を把握する」**必要があるということです！

次に、

（1）特定荷主である場合、定期的に書類を作成し提出する必要があります。

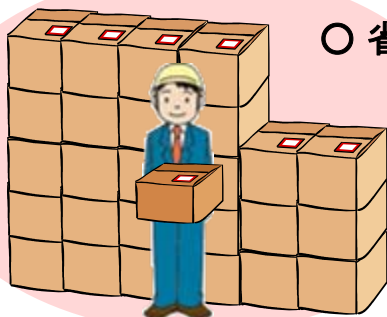
具体的には、モーダルシフト、自営転換の促進等の観点から「省エネ計画の作成」、「エネルギー使用量等の定期報告」等が義務づけられます。また、計画的に省エネルギーにも取り組む必要があります。

（2）特定荷主以外であった場合にも、省エネルギーに努める必要があります。

具体的には「少ないエネルギーの輸送方法を選択」「トラック等の積載率向上など、輸送力の利用効率の向上」などの取り組みにより省エネルギーに取り組むこととなります。

（1）特定荷主

- 定期的に書類提出
- 省エネルギーの取組



（2）特定荷主以外

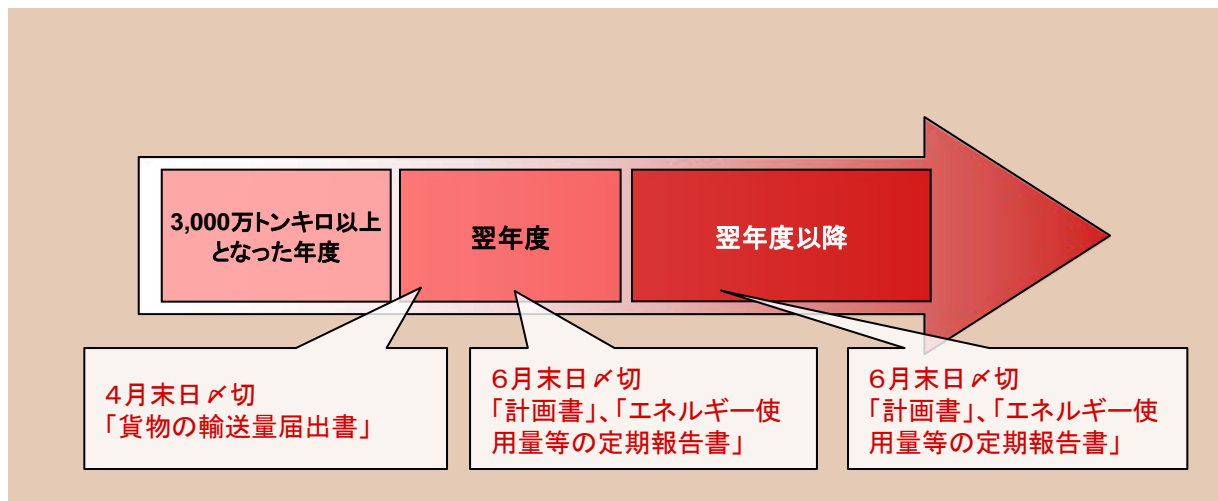
- 省エネルギーの取組



Q3. それは、「いつまで」に、「誰に」対してか？

◆「いつまで」に

- (1) 4月1日から、翌年3月末日までの貨物輸送量の合計が3,000万トンキロ以上となった場合、翌年度の4月末日までに管轄地域の経済産業局長あてに「**貨物の輸送量届出書**」を提出してください。特定荷主として指定され、特別な義務がかかります。
- (2) 特定荷主として指定された年の6月末日までに、提出日を含む当該年度の「**計画書**」と前年度の「**エネルギー使用量等の定期報告書**」を提出する必要があります。



Q3. それは、「いつまで」に、「誰に」対してか？

◆「誰に」対して

(1) 特定荷主の場合：

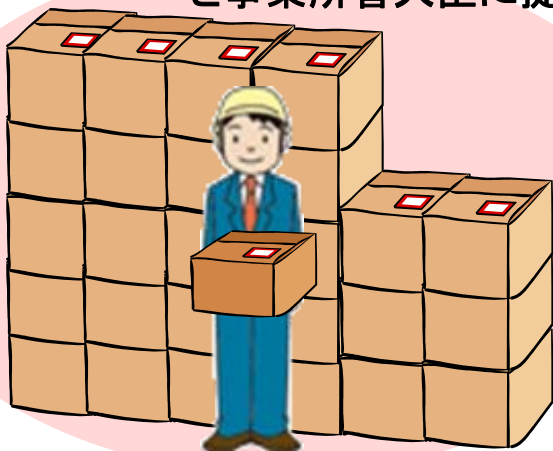
各種報告を「経済産業省地方経済局」と「事業所管大臣」に対して提出する必要があります。

(2) 特定荷主以外の場合：

省エネルギーへの取り組みは自主的努力です。

(1) 特定荷主

書類を経済産業省地方局
と事業所管大臣に提出



(2) 特定荷主以外

自主的な取組



※なお本規則に故意に違反した場合には、罰則が適用されます!!